平成２３年（フ）第１２９６号
大阪市中央区博労町１丁目８番８号
破産者　株式会社ギブリ
1　決定年月日　平成23年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１４９６号
大阪府寝屋川市松屋町19番１―638号
破産者　有限会社メイトレーディング
1　決定年月日　平成23年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１８１７号
大阪市中央区南船場２丁目６番17号
破産者　三恵株式会社
1　決定年月日　平成23年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２１７２号
大阪市福島区野田３丁目６番19号
破産者　株式会社セカンドステージ
1　決定年月日　平成23年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２９１１号
大阪府枚方市尊延寺６丁目３番15号
破産者　関西リフォーム工房株式会社
1　決定年月日　平成23年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３１９５号
大阪市城東区新喜多１丁目７番10号
破産者　日本カードシステム株式会社
1　決定年月日　平成23年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３２５６号
大阪市平野区加美北７丁目８番14号エスペランサ平野502
破産者　有限会社アスカ
1　決定年月日　平成23年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３２５８号
大阪府松原市阿保７丁目11番16号
破産者　株式会社セカンドアクション
1　決定年月日　平成23年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３３１０号
大阪市北区東天満２丁目２番７―702号
破産者　有限会社アイエスプロデュース
1　決定年月日　平成23年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３３７５号
兵庫県尼崎市東難波町５丁目16番20号303
破産者　有限会社ハナヨ
1　決定年月日　平成23年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３４５９号
大阪市淀川区東三国５丁目13番29号セントアミー東三国702号
破産者　エフ・ソリューションズ株式会社
1　決定年月日　平成23年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３４９３号
大阪府豊中市穂積２丁目１番25号
破産者　株式会社ロイヤルフーズ
1　決定年月日　平成23年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３５５８号
大阪市生野区林寺５丁目５番10号
破産者　有限会社Ｓａｌｏｎ　ｄｅ　ｂｅｌｌ
1　決定年月日　平成23年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３６５１号
大阪市西成区中開１丁目３番２号
破産者　有限会社マスカワ石油
1　決定年月日　平成23年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３６９７号
大阪府門真市幸福町10番13号
破産者　株式会社ＳＫＯ
1　決定年月日　平成23年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３７９６号
大阪市中央区谷町５丁目３番16―1101号、商業登記簿上の本店所在地大阪市中央区谷町５丁目３番21号ニューライフ谷町103
破産者　株式会社高橋設計室
1　決定年月日　平成23年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３８２１号
大阪府四條畷市楠公２丁目９番４号
破産者　株式会社明成電工
1　決定年月日　平成23年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１１９号
岡山県津山市神戸830番地の１
破産者　神岡建設株式会社
1　決定年月日　平成23年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２２年（フ）第３４１７号
札幌市中央区北１条西８丁目２番８号
破産者　コスモシステム開発株式会社
1　決定年月日　平成23年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５７４号
東京都世田谷区奥沢２丁目18番12号
破産者　有限会社ブルネロジャパン
1　決定年月日　平成23年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第６８０号
東京都東大和市蔵敷２丁目473番地の１ファミリーハイツ２－Ｂ
破産者　佐藤　孝弘
1　決定年月日　平成23年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３６８９号
横浜市神奈川区菅田町863番地16
破産者　株式会社フィールデンホームズ
1　決定年月日　平成23年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部